

緊急事態行動に伴う障害者福祉施設の対応について

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県において新型コロナウイルス感染症対策「一都三県 緊急事態行動」が示された。

住民への要請として「20時以降の不要不急の外出自粛」が示されたことから、障害福祉課で所管する障害者福祉施設の開館時間について、下記のとおり対応するものとする。

記

1 対象施設及び開館時間（現状）

施設名	開館時間
障害者総合支援センター フレンドリー	午前9時から午後9時30分まで
基幹相談支援センター えぼっく	午前9時から午後6時まで
就労支援センター 一歩	午前9時から午後5時まで
地域活動支援センター ハーモニー	午前10時から午後5時まで
保谷障害者福祉センター	午前9時から午後10時まで ※1月25日まで工事のため休所中 ※1月26日から31日までは会議・集会室の貸出し休止

2 対応

(1) 障害者総合支援センター フレンドリー

- ア 午後8時をもって閉館する。
- イ 会議室Aの貸出しについて、夜間区分（午後5時30分から午後9時30分）を利用不可とする。
- ウ 納付済みの利用料金は、還付する。

(2) 保谷障害者福祉センター

- ア 午後5時をもって閉館する。
- イ 会議・集会室の貸出しについて、夜間区分（午後6時から午後10時）を利用不可とする。

3 利用者対応等

- (1) 既に対象期間中の夜間区分を予約している利用者に対しては、利用を中止する旨を連絡する。
- (2) 夜間区分の利用を中止する旨を市ホームページに掲載するとともに、公共施設予約管理システムの設定を行う。